

令和 8 年度 南砺市歯科保健推進協議会

日時 令和 8 年 7 月 2 日 (木)

午後 7 時～

会場 地域包括ケアセンター 2 階
多目的研修室

1. 開会

2. 会長の選出

3. 審議事項

(1) 令和 7 年度歯科保健事業の実績報告 (質疑応答)

ア 健康課における歯科口腔保健 (妊婦、乳幼児、成人、高齢期まで) (健康課)

資料 1	P1～
------	-----

イ 保育園における歯科口腔保健 (こども課)

資料 2	P6～
------	-----

ウ 児童、生徒の歯科口腔保健 (教育総務課)

資料 3	P8～
------	-----

エ 高齢期の歯科口腔保健 (地域包括ケア課)

資料 4	P13～
------	------

(2) 意見交換

(3) その他

・ 歯科保健講演会

日時：令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午後 7 時 00 分～8 時 30 分

会場：地域包括ケアセンター 2 階 多目的研修室

講師：朝日大学歯学部 口腔病態医療学講座口腔病理学分野

講師 江原 道子 先生

4. 閉会

令和8年度 南砺市歯科保健推進協議会委員名簿

任 期（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

			氏 名	所 属 等	備 考
1	委 員		サイトウ シゲノリ 齋藤 繫徳	南砺市歯科医師会 会長	
2	委 員		ヤマモト タケオ 山本 武夫	南砺市歯科医師会 公衆衛生担当理事	
3	委 員		カネコ トシロウ 金子 利朗	南砺市医師会 会長	
4	委 員		マツクラ トモハル 松倉 知晴	富山県砺波厚生センター 所長	
5	委 員		タケベ ノリヨ 武部 範代	南砺市環境保健協議会 副会長	
6	委 員		ミズグチ ミキオ 水口 幹夫	南砺市シニアクラブ連合会 会長	
7	委 員	新規	シモムラ チエ 下村 知絵	中学校教頭会 会長（中学校）	城端中学校
8	委 員	新規	ヤマモト テツヤ 山本 哲也	小学校教頭会 会長（小学校）	五箇山学舎
9	委 員	新規	カラシマ タツコ 唐嶋 田鶴子	私立認定こども園 園長	福野青葉幼稚園
10	委 員		チュウダン クミコ 中段 久美子	南砺市保育士会 会長	山野保育園
11	委 員		ノハラ ヨウコ 野原 容子	食生活改善推進協議会 会長	
12	委 員		マサキ ミサコ 正木 美佐子	母子保健推進員連絡協議会 会長	
13	委 員		オオウラ マルコ 大浦 まる子	ヘルスボランティア連絡会 会長	
14	委 員		アラキ チカコ 荒木 千加子	富山県歯科衛生士会 会長	
15	委 員		ヤマギシ チヅコ 山岸 千津子	公募委員	
16	委 員		ナカイ ユキ 中井 有希	公募委員	
17	委 員	新規	ゴボウ アツシ 午房 篤史	公募委員	
18	委 員	新規	サイトウ コ 齋藤 れい子	公募委員	
事務局		新規	マツイワ ケンシ 松岩 健志	地域包括医療ケア部長	
			カネヒコウ ルミ 金兵 留美	健康課長	
			ヤマダ チカコ 山田 千佳子	こども課長	
		新規	カタダ ケンイチ 片田 健一	教育総務課長	
			タケウチ ヨシノブ 竹内 嘉伸	地域包括支援センター長	
			キムラ イ ヨ 木村 依世	南砺市民病院歯科口腔外科 副部長	
			ハシヅメ ナ チ 橋爪 奈千	母子保健係長	
			フジタ ナ オ 藤田 奈央	保健センター歯科衛生士	

○南砺市歯科保健推進協議会設置要綱

平成22年5月20日
告示第94号

(設置)

第1条 市における歯科保健に関する総合的かつ体系的な推進方策について審議するため、南砺市歯科保健推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて市長に提言を行う。

- (1) 歯科保健体制の確立及び事業の推進に関すること。
- (2) 歯科保健の啓発及び普及に関すること。
- (3) 歯科保健推進に係る調査研究に関すること。
- (4) 関係行政機関及び関係団体(次条において「関係団体等」という。)との連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係団体等の代表者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会が必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域包括医療ケア部健康課保健センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

健康課における歯科口腔保健（妊婦、乳幼児、成人、高齢期）

担当課名 健康課

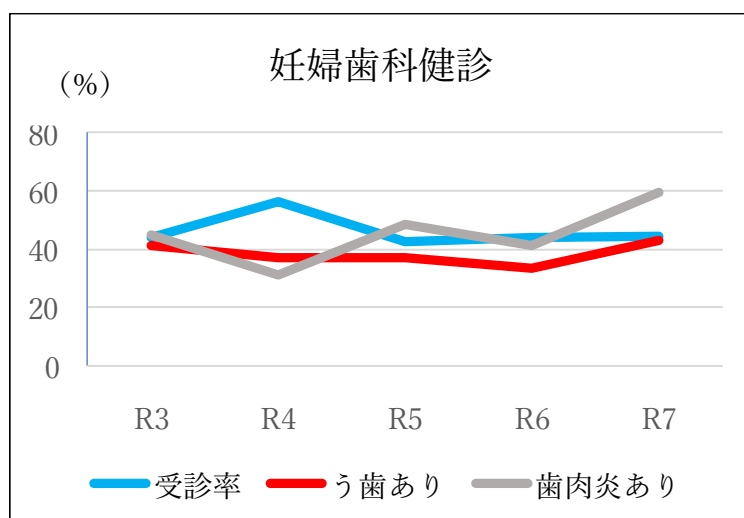
1. 令和 8 年度に実施する事業の概要

- 1) 妊婦歯科健康診査事業
 - ・妊婦（胎児）への歯科健康診査（教育・指導）
- 2) 乳歯むし歯予防事業
 - ・離乳食教室（9、10 か月児）でのグループ指導
 - ・乳幼児健診・乳幼児歯科健診における歯科保健指導、フッ化物塗布
- 3) 永久歯むし歯予防事業
 - ・保育園、幼稚園・・・週 2 回のフッ化物洗口（4、5 歳児）
 - 4 歳児にむし歯予防教室、フッ化物洗口説明
 - 保護者へフッ化物洗口の説明
 - ・小学校、中学校、義務教育学校・・・週 1 回（0.2% ミラノール溶液）フッ化物洗口
 - 歯科保健教室（主に小 2、小 5、中 2）
- 4) 口腔疾患検診事業
 - 年度内に満 20・30・40・45・50・55・60・65・70・75・80 歳を迎える方の検診
- 5) 歯科保健推進協議会
 - ・歯科保健推進協議会（年 1 回）
 - ・歯科保健講演会（年 1 回）

2. 令和 7 年度の事業実績

1) 妊婦歯科健康診査事業

年度	対象者（人）	受診者数（人）	受診率（％）	う歯あり（％）	歯肉炎あり（％）
R6	170	75	44.1	33.3	41.3
R7	151	67	44.4	43.3	59.7



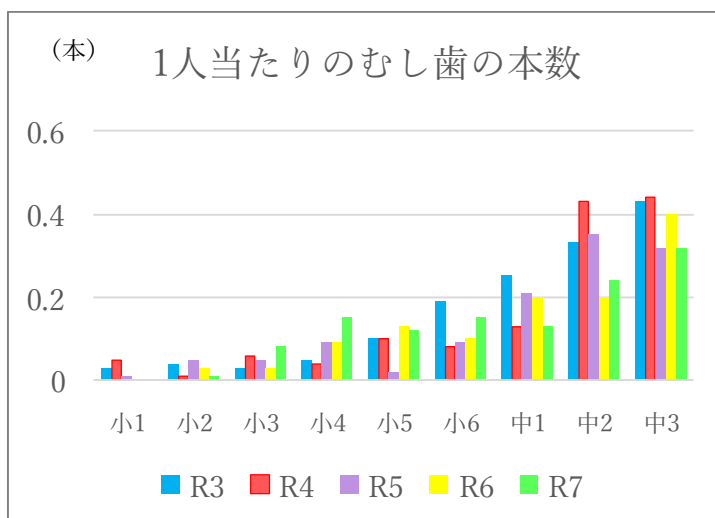
※う歯、う蝕とはむし歯の歯科用語

2) 1歳6か月児から3歳6か月児の歯科健診結果

項目	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	有病率 (%)	1人当たり むし歯 本数(本)	フッ化物 塗布率 (%)	受診率 (%) 県 R7	1人当たり むし歯本数 (本)R6 市	1人当たり むし歯本数 (本)R6 県
1歳6か月児	162	162	100.0	1.2	0.03	92.0	98.5	0.00	0.01
2歳児	188	141	75.0	1.4	0.03	97.9			
2歳6か月児	217	160	73.7	2.5	0.09	96.9			
3歳児	224	146	65.2	5.5	0.15	97.3			
3歳6か月児	228	225	98.7	7.1	0.2	88.0	98.1	0.2	0.2

3) 永久歯むし歯予防事業

項目		フッ化物洗口		むし歯予防教室	
		実施校	洗口者率 (%)	実施数 (回)	参加人数 (人)
保育園・幼稚園	全 16 園	16 園	94.5	16	243
小学校・義務教育学校	全 9 校	9 校	97.3	25	595
中学校・義務教育学校	全 8 校	8 校	97.1	16	347



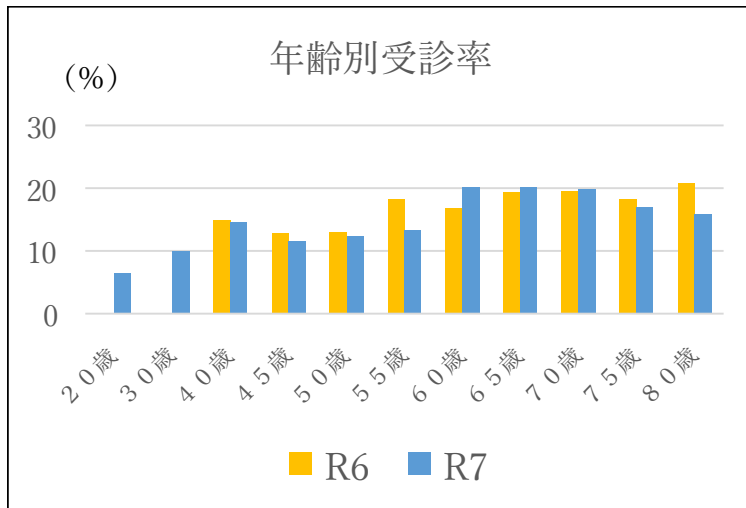
仕上げ磨きをする親の割合

年度	割合 (%)
R6	96.9
R7	97.8

※ $\frac{(\text{子が磨いた後に親が磨く数} + \text{親のみ磨いた数})}{\text{3歳6か月児健診問診回答者数}} \times 100$

4) 口腔疾患検診事業

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	進行した歯周病 があると判定を うけた人 (人)	進行した歯周病が があると判定をうけ た人の割合 (%)
R6	5,665	984	17.4	491	49.9
R7	5,946	949	16.0	657	69.2



進行した歯周炎の者の割合			
年齢	受診者	歯周ポケットが4mm以上	割合
20歳	26人	9人	34.6%
30歳	32人	19人	56.3%
40歳	63人	39人	61.9%
50歳	74人	54人	73.0%
60歳	113人	80人	70.8%
70歳	134人	90人	67.2%
80歳	99人	73人	73.7%

5) 歯科保健における健康づくりボランティア団体の取組み

食生活改善推進協議会・・・歯科研修会の実施、地域での伝達講習

母子保健推進員連絡協議会・・・幼児歯科健診における健診補助や手作りおもちゃの紹介、歯磨きカード・歯ブラシの配布

ヘルスボランティア連絡会・・・高齢者サロンでの健口体操の実施

健康づくりボランティア3団体・・・減塩フォーラムでの1日野菜量の計測、1日塩分量の計測、健康体操等の実施

3. 現状から抽出された課題

- 1) 妊婦の約半数にう歯や歯肉炎がみられる。妊婦歯科健診受診率は昨年と変わらず、半数以上が未受診となっている。妊娠期は口腔環境が悪化しやすく、生まれてくる児の歯の発育やむし歯予防に大きく関することから、より多くの妊婦に受診してもらう必要がある。
- 2) 令和6年度の幼児のむし歯本数は県より低かったが、令和7年度は増加した。
2歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診、3歳6か月児歯科健診でのむし歯有病率が高い。
- 3) 口腔疾患検診では、50歳、60歳、80歳の進行した歯周炎の者の割合が70%以上と高い。40歳、45歳、50歳の受診率が昨年より低い。

4. 令和7年度の課題に対する取組み

1) 受診率向上対策

- ・妊娠期については、母子健康手帳交付時に、妊娠期の口腔ケアの大切さを説明する。また、妊娠後期面談時に未受診理由を確認し、受診を促す。
- ・幼児期については、歯科健診(2歳、2歳6か月、3歳)の個別通知や、なんとHugでプッシュ通知を行う。
- ・成人、高齢期については、口腔疾患検診の未受診者への個別通知や広報、高齢者サロンでの受診勧奨を行う。口腔衛生の重要性を理解し、歯周炎の進行を予防をするためには、若い世代からの意識付けや予防行動が必要となる。

2) 知識の普及啓発、保護者支援

(1) フッ化物のう蝕予防効果と安全性を伝える。

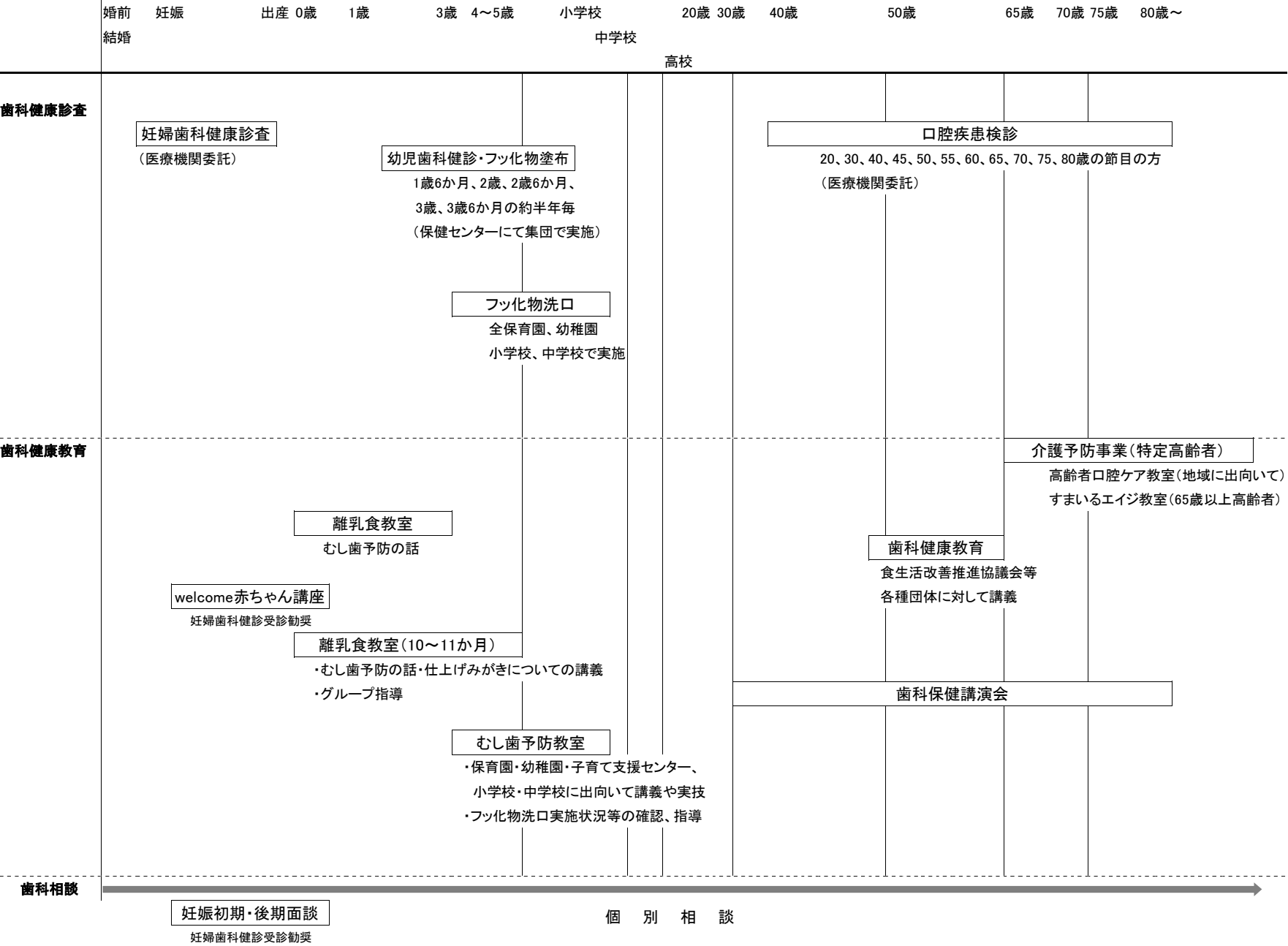
- ・乳幼児健診や親子むし歯予防教室等を通じて、フッ化物応用の普及啓発を行い、むし歯予防に対する正しい知識の定着を図る。

(2)正しい歯みがき方法や歯に良い食生活を伝える。

- ・丈夫な乳歯を育てることが、健全な永久歯の育成につながることを理解し、歯と口腔の健康につながる歯みがき習慣や食生活ができるように支援する。
- ・おやつの与え方、キシリトールの効果、デンタルフロスの使い方、かみ合わせについて等、個別指導を行う。

南砺市ライフステージ別歯科保健事業(令和8年度)

参考資料



1. 令和 8 年度に実施する事業の概要

1) 定期歯科健診

(1) 児童福祉施設最低基準 12 条に基づき年 2 回実施

(2) 健診結果の配布

・むし歯がある児には「歯科健診結果と治療のすすめ」

・CO の児には「歯科健診結果のお知らせ」

(CO 及び歯垢、歯肉、咬合の状態が注意を要する児に対しての予防啓発)

2) 園児への指導

(1) 食後の歯みがき

(2) フッ化物洗口 (4・5 歳児の希望者対象)

(3) 咀嚼・嚥下等、個々の口腔機能の発達に応じた離乳食の提供

(4) 歯科衛生士による『親子むし歯予防教室』 (4 歳児対象)

3) 保護者への啓発

・健診結果や保健だより等による歯科保健に関する情報提供

2. 令和 7 年度の事業実績

1) 歯科健診 (児童福祉施設最低基準 12 条に基づき年 2 回計画)

		乳歯むし歯 有病児率 (%)		乳歯一人平均 むし歯本数 (本)		未処置歯 平均本数 (本)	
		R6	R7 (前年比)	R6	R7 (前年比)	R6	R7 (前年比)
3 歳児	南砺市	10.0	6.0 (↓)	0.3	0.1 (↓)	0.3	0.1 (↓)
	富山県	7.3	6.5 (↓)	0.2	0.2 (→)	0.2	0.1 (↓)
4 歳児	南砺市	13.1	14.6 (↑)	0.5	0.6 (↑)	0.4	0.4 (→)
	富山県	12.8	12.4 (↓)	0.4	0.4 (→)	0.3	0.3 (→)
5 歳児	南砺市	22.3	21.7 (↓)	0.6	0.7 (↑)	0.4	0.5 (↑)
	富山県	21.0	17.6 (↓)	0.7	0.6 (↓)	0.4	0.4 (→)

【健診結果】

・乳歯むし歯有病児率：

3 歳児は 6.0%、4 歳児は 14.6%、5 歳児は 21.7% だった。

・乳歯一人平均むし歯本数：

3 歳児は 0.1 本、4 歳児は 0.6 本、5 歳児は 0.7 本だった。

・未処置歯平均本数：

3 歳児は 0.1 本、4 歳児は 0.4 本、5 歳児は 0.5 本だった。

年齢が上がるにつれて乳歯むし歯有病児率、乳歯一人平均むし歯本数、未処置歯平均本数が増加している。

2) 保護者支援活動

(1)「保健だより」による啓発

- ・「むし歯の原因と成り立ち」「仕上げみがきの大切さ」「かむことの大切さ」

(2)むし歯予防や咀嚼に関する健康教育

- ・歯科衛生士 保育園や子育て支援センターにて実施
- ・栄養士 子育て支援センターにて実施

3) 保育園での取り組み

(1)食後の歯みがきやうがいの実施

(2)フッ化物洗口（4・5歳児の希望者）

- ・歯科衛生士による巡回指導及び週2回のフッ化物洗口(月・木)又は(火・金)の実施

(3)給食献立

- ・カルシウム摂取のために牛乳を毎日取り入れる。
- ・カルシウムが含まれた菓子を取れ入れる。
- ・6月に容器にむし歯予防デーを意識させる絵や文字の入ったゼリーを提供し、むし歯予防の啓発を行う。
- ・噛む習慣が身につくように献立に取り入れている。(海藻、根菜類、ソフト昆布等)

(4)集団指導（歯みがき指導等）

- ・3歳以上児に対して、歯みがき等のむし歯予防に関する教室を保育士や看護師が中心になって行う。

3. 健診結果から抽出された課題

- ・むし歯有病率について、県の傾向と同様、年齢が上がるにつれて有病率が増加傾向にある。母子保健事業での歯科健診は3歳6か月児健診で終了するため、4・5歳児の歯科保健の啓発は保育園等が中心となる。継続したむし歯予防やその啓発、よく噛んで食べることにに対する意識を高めていくため、園児および保護者に対して各年齢に応じた指導を実施していく必要がある。

4. 課題に対する取り組み

1) フッ化物洗口の継続実施

2) 保護者に対する指導

- ・保健だよりや給食だよりを通じて、歯科保健に関して分かりやすく工夫した普及啓発を行う。(例：予防の大切さ・早期治療の必要性・よく噛んで食べることのメリット・歯並び等)
- ・4歳児の親子むし歯予防教室で、歯科衛生士による歯みがき等の個別指導を継続して実施する。

3) 保育園としての取り組みの継続

- ・園児を対象とした教室は、歯みがきの方法や歯ブラシの持ち方等発達段階に応じた内容とし、昨年度も園児により分かりやすく伝えられるよう、保健衛生委員会で教材や指導案の変更・修正を行った。教材の見直しを必要に応じて行い、園児に対する教室を継続する。

担当課名 南砺市教育委員会教育総務課

1. 令和8年度に実施する事業の概要

1) 定期健康診断（歯科検診）

(1)春（4月～6月）と秋（10月～11月）の年2回実施

(2)健診後の事後措置：治療カード等を配布し早期治療を促進、未治療者等を対象に個別指導

2) 歯科指導

(1)給食後の歯みがき（市内小学校6校、中学校5校、義務教育学校3校実施 全学校実施）

(2)フッ化物洗口（小学校 週1回6校、中学校 週1回5校、義務教育学校 週1回3校 全学校実施）

(3)染め出しテスト（小学校6校実施、中学校3校実施、義務教育学校2校実施）

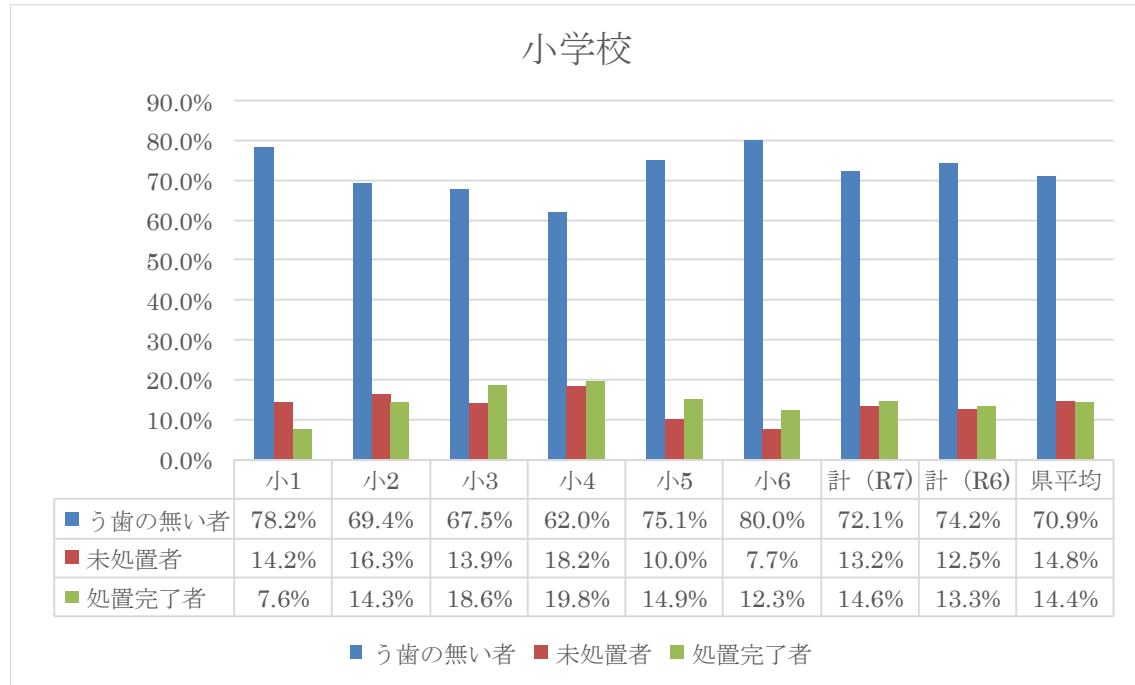
(4)学校歯科医、歯科衛生士による指導（小学校5校、中学校5校実施、義務教育学校3校実施）

2. 令和7年度の事業実績

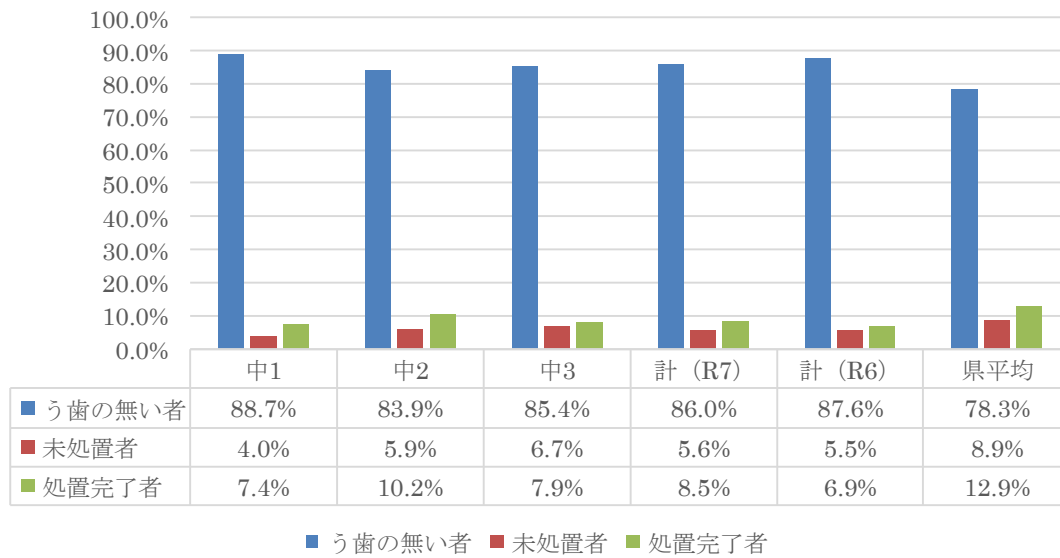
※小学校には義務教育学校（第1～6学年）を、中学校には義務教育学校（第7～9学年）をそれぞれ含む。

1) 定期健康診断の結果

* う歯の無い者、う歯未処置者・処置完了者の割合（乳歯・永久歯を含む）



中学校



・ う歯の無い者の割合：

小・中学校ともに R6 と比べ割合が減少している。

小・中学校ともに県平均の割合を上回っている。

・ う歯未処置者の割合：

小・中学校ともに R6 と比べ割合が微増している。

小・中学校ともに県平均の割合を下回っている。

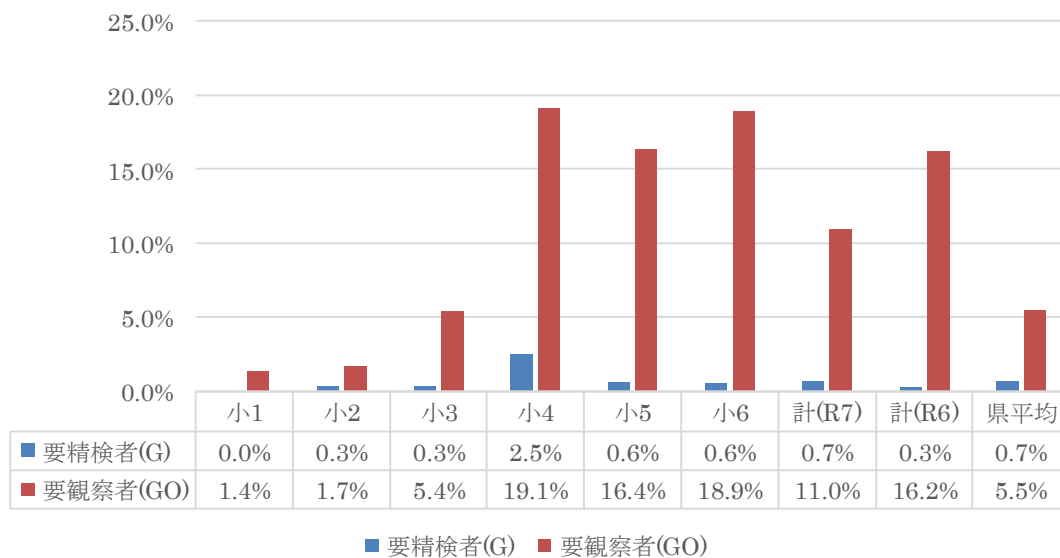
・ 処置完了者の割合：

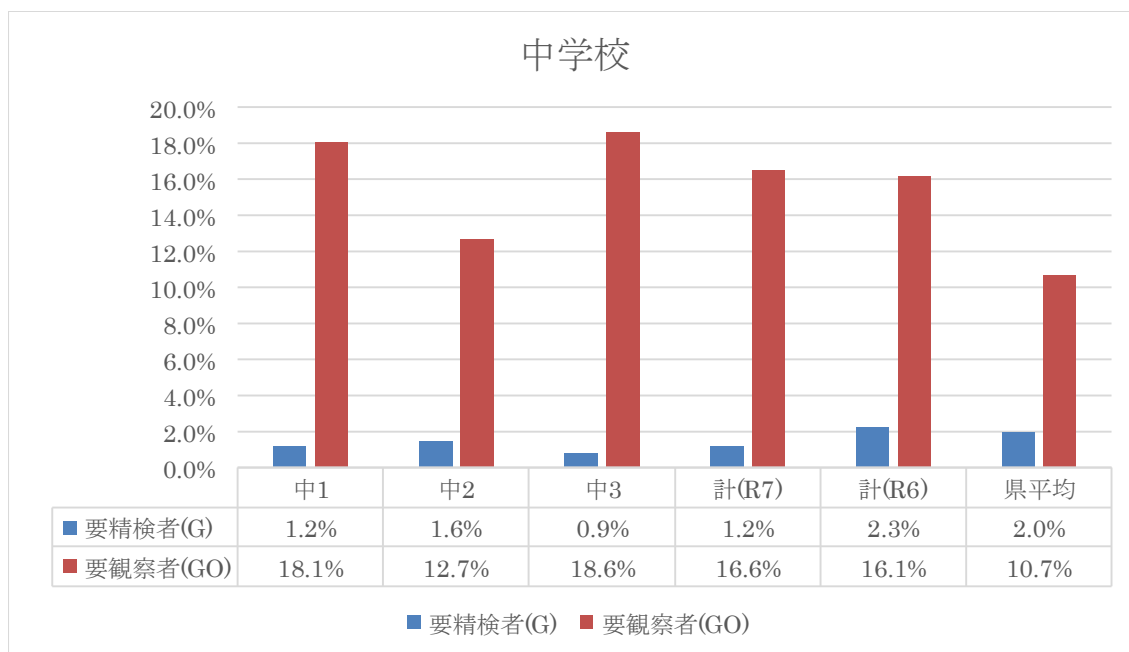
小・中学校ともに R6 と比べ割合が増加している。

小学校は県平均の割合を上回っているが、中学校は県平均の割合を下回っている。

* 歯周疾患 要精検者・要観察者の割合

小学校





【参考】 G（歯周疾患要精検者）・・・歯科医師による診断が必要な歯周疾患の認められる者

GO（歯周疾患要観察者）・・・歯肉に軽度の炎症症候のある者で、定期的観察が必要な者

・ G（歯周疾患要精検者）の割合：

小学校は R6 と比べ割合が増加しているが、中学校は R6 に比べ減少している。

小学校は県平均の割合と同じであり、中学校は県平均の割合を下回っている。

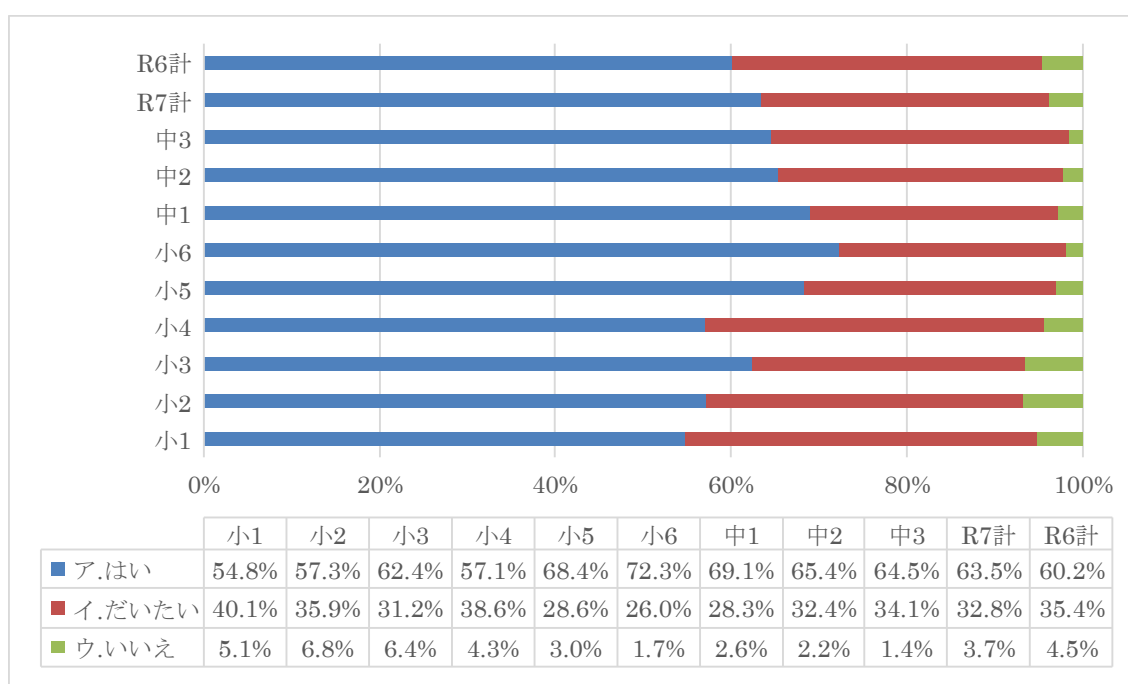
・ GO（歯周疾患要観察者）の割合：

小学校は R6 に比べ割合が大きく減少し、中学校は R6 に比べ微増している。

小・中学校ともに県平均の割合を上回っている。

2) とやまゲンキッズ作戦「健康づくりノート」集計結果

* 「食後、歯みがきをしている」という質問に対する児童生徒の回答



・ 質問に対し、「はい」「だいたい」とほとんどの児童生徒は回答した。

- ◆とやまゲンキッズ作戦・・・富山県独自のアンケート調査。「生活習慣」「食生活」「運動と休養」「からだ」「こころ」の5つの分野で構成され、生活上の問題点を発見し、めあてを立てて健康づくりに取り組むことを目的としている。

3) フッ化物洗口 (R7)

- ・小・中・義務教育学校ともに市内全学校で実施
- ・小学校では96.7%の児童に、中学校では97.4%、義務教育学校では87.3%の生徒に実施

3. 現状から抽出された課題

1) 歯みがき習慣の定着化と正しい磨き方の指導

統計結果を見ると、GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒の割合が小学校11.0%、中学校16.6%と、県平均5.5%、10.7%を大きく上回っている。小学校では昨年度よりも割合が減少したものの依然県平均を上回っている。「とやまゲンキッズ作戦」の質問「食後は歯みがきをしている」では63.5%の児童生徒が「はい」と回答しており昨年度よりも割合が増えた。小学校高学年では「はい」と回答した割合が増えるが、学年が下がると「だいたい」「いいえ」の割合が高くなる。低学年への指導が重要である。

また歯みがきをしていても、すみずみまで磨けていない、磨き残しが多いことから歯垢の付着等による歯周疾患のある児童生徒が多いと考えられる。昨年度からの課題であるが現状と変わらない状態が続いている。

2) 治療の促進

むし歯のない者の割合は県平均より高いものの未処置者の割合が前年度より増加した。学校から渡した治療カードの提出率は市内学校平均44.0%で昨年度よりも減少した。案内をしても治療につながらないケースや複数のむし歯のある児童生徒がいる等、保護者の意識にも差がある。治療の必要性を保護者、児童ともに伝え、意識を高める必要がある。

4. 課題に対する取組み

1) 歯磨き週間の定着化と正しい磨き方への取組み

- ・児童生徒の委員会活動で歯に関する取組（クイズの校内放送、ポスター作成、歯みがきの呼びかけ等）を行い啓発する。
- ・アクションプランの目標に「給食後の歯みがきの徹底」を設定し、児童保健委員会の活動（歯みがきチェック等）を通して達成を目指す。
- ・給食後に、一斉に歯みがきタイムを設けることで、習慣のない児童生徒にも歯みがきを促す。
- ・長期休暇中の歯みがきカレンダーによる自身の歯みがき習慣を視覚化し、定着を図る。
- ・歯科衛生士・養護教諭による歯科指導、学級活動で歯科保健指導を実施し、正しい歯の磨き方を学ぶ機会を確保する。

2) 治療の促進への取組み

- ・保護者懇談会や来校時に、保護者に受診についての声かけや状況確認を行う。
- ・保健だよりにより歯みがきの大切さ、歯周病など歯科に関する情報や、早期治療の重要性を掲載し啓発する。
- ・歯科健診後に、養護教諭が各生徒に合った個別指導を行い、治療の必要性を指導する。

出典：南砺市学校保健会「令和 7 年度南砺市学校保健統計のあらまし」
富山県教育委員会「令和 7 年度学校保健統計調査のあらまし」

1. 令和8年度に実施する事業の概要

1) 介護予防普及啓発事業 介護予防出前講座（口腔機能向上）の実施

対 象 一般高齢者（65歳以上）

頻 度 年間10回以上（予定）

内 容 講義、実技（口腔機能向上の体操、咀嚼判定ガム、舌ブラシなど）、個別相談、
口腔疾患検診の啓発など

従事者 歯科衛生士、言語聴覚士など

2) 食生活改善推進員研修の実施

従事者 歯科衛生士

3) 地域リハビリテーション支援事業

リハビリテーション専門職派遣事業の実施

対 象 65歳以上の高齢者

頻 度 年間24件程度（予定）

内 容 医療専門職によるアセスメントと助言（利用者およびサービス事業所利用者）

従事者 歯科衛生士、言語聴覚士

4) 介護予防事業 「訪問型サービスC」の実施

対 象 65歳以上の事業対象者（基本チェックリスト該当者）または要支援1または要支援2

頻 度 3か月から6か月の間で短期集中的（12回）に関わる。

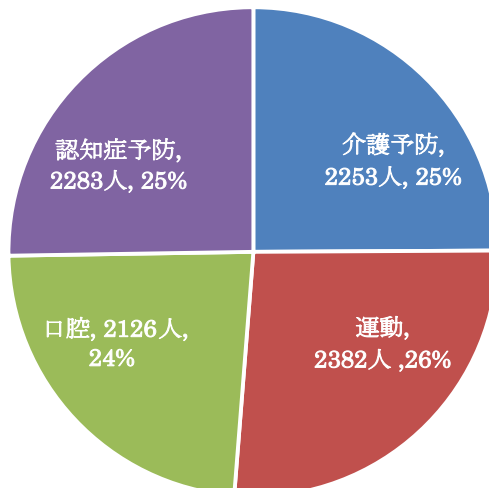
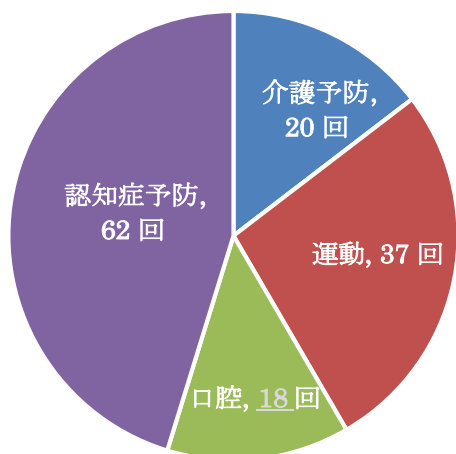
内 容 一時的に口腔機能が低下している方への機能訓練、栄養指導

従事者 言語聴覚士

2. 令和7年度の事業実績

1) 介護予防普及啓発事業 介護予防出前講座（口腔機能向上）

	出役者	テーマ	受講者数
1	歯科衛生士	正しい歯の磨き方、メンテナンスについて	11人
2	歯科衛生士	歯の健康寿命、口腔ケアの方法	28人
3	歯科衛生士	口から全身の健康を保とう	20人
4	歯科衛生士	口腔機能とフレイル、誤嚥性肺炎	33人
5	歯科衛生士	口から全身の健康を保とう	26人
6	言語聴覚士	口腔ケアの方法	24人
7	歯科衛生士	口腔ケア	11人
8	歯科衛生士	口腔フレイル・口腔ケアについて	22人
9	歯科衛生士	義歯の手入れ方法や扱い方、受診のタイミング等	24人
10	言語聴覚士	口腔フレイルについて	35人
11	歯科衛生士	誤嚥性肺炎予防	13人
12	歯科衛生士	誤嚥性肺炎予防	14人
13	歯科衛生士	ケアの方法、入れ歯も含む	18人
14	言語聴覚士	フレイル予防（お口のこと）について	16人
15	歯科衛生士	口腔ケアの方法	23人
16	歯科衛生士	誤嚥性肺炎予防	9人
17	歯科衛生士	口腔フレイル・口腔ケアについて	9人
18	歯科衛生士	口腔ケア	33人
受講者総数			369人



3) 地域リハビリテーション活動支援事業

(1) すまいるエイジ教室実施状況

①南砺市民病院 すまいるエイジ教室における歯科口腔の実施内容

開催月日	スタッフ	教室の内容	参加人数
6月12日(木)	言語聴覚士・歯科衛生士	あなたの体をチェックしてみよう(初回評価)	16人
6月26日(木)	言語聴覚士	講義「健口のために今できること」	17人
9月11日(木)	歯科衛生士	講義「自分の口腔内について」	18人
9月25日(木)	言語聴覚士・歯科衛生士	あなたの体をチェックしてみよう(最終評価)	14人
参加者総数			65人

参考：南砺市民病院 全すまいるエイジ教室 開催数、参加者数

令和7年度	6月	7月	8月	9月	計
開催数	2回	2回	2回	2回	8回
参加者数(のべ人数)	33人	30人	30人	32人	125人

②公立南砺中央病院 すまいるエイジ教室における歯科口腔の実施内容

開催月日	スタッフ	教室の内容	参加人数
8月12日(火)	言語聴覚士・管理栄養士	オリエンテーション、計測、参加者の自己紹介	12人
8月19日(火)	管理栄養士	講義「食事でフレイル予防」	9人
10月14日(火)	言語聴覚士	講義「嚥下機能について」	9人
11月4日(火)	言語聴覚士・管理栄養士	計測、ほっとあつとなんと体操、振り返り	9人
参加者計			39人

参考：公立南砺中央病院 全すまいるエイジ教室 開催数、参加者数

令和7年度	8月	9月	10月	11月	計
開催数	2回	3回	2回	1回	8回
参加者数(のべ人数)	21人	28人	15人	9人	73人

(2) フレイル予防事業

<フレイルチェックの実績>

日時	団体名	実施箇所 回数	フレイルサポーター 参加者数	フレイルチェッ ク実施人数	フレイルトレーナー・ サブトレーナー参加数
R7.4.3～ R8.3.4	通所型サービスB、週 1サロン、自治会等	実 58 箇所 のべ 69 回	のべ 282 人	のべ 896 人	のべ 59 人

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業（言語聴覚士分）

	対象	日付	所 属	職 種		支援結果	参加人数
1	個人	令和7年7月23日	南砺市訪問看護	言語聴覚士	嚥下機能評価	自主訓練や口腔ケアの指導	3人
2	個人	令和7年7月29日	南砺市訪問看護	言語聴覚士	嚥下機能評価	自主訓練や口腔ケアの指導。 食事形態の変更	3人
3	個人	令和7年9月5日	南砺市訪問看護	言語聴覚士	嚥下機能評価	自主訓練や口腔ケア、食事環 境の指導	3人
4	個人	令和8年2月3日	南砺市民病院	言語聴覚士	嚥下機能評価	自主訓練や口腔ケアの指導	3人
5	個人	令和8年2月10日	南砺市訪問看護	言語聴覚士	嚥下機能評価	利用者と介護者へ口腔ケアの 指導	3人
6	個人	令和8年2月19日	南砺市民病院	言語聴覚士	嚥下機能評価	自主訓練や義歯装着の指導	3人
実施者総数							18人

4) 訪問型サービスC

(1) 南砺市訪問看護（言語聴覚士分）

	年齢	性別	認定区分	所属	職種	支援内容
1	85	女性	要支援2	南砺市訪問看護ステーション	言語聴覚士	自主訓練や口腔ケアの指導。食事環境調整
2	82	女性	要支援1	南砺市訪問看護ステーション	言語聴覚士	自主訓練や口腔ケアの指導。安全な食事形態指導

3. 現状から抽出された課題

歯科口腔に関する講師派遣依頼は、毎年一定数以上あり、例年多くの市民に対して口腔ケアの指導や定期受診を呼びかけている。受講者のうち、口腔ケアを全く行っていない人はほとんどみられないが、歯科に定期受診している人や検診を受けている人は依然として少ない。

また、フレイルチェックを受けた人のうち半数以上に口腔フレイルがみられる。

歯科口腔に関して、啓発は十分行っているが、自主的な取り組みは不十分であり、引き続き、実践に繋がる指導が必要である。

4. 課題に対する取り組み

介護予防大作戦では、歯科衛生士が舌ブラシや義歯ブラシ、歯ブラシの正しい使い方を実践を交えて指導している。また、ちらしを使って歯科検診や歯科の定期受診を呼びかけている。

また、訪問型サービスCでは、言語聴覚士を自宅に派遣し、歯科口腔機能の問題から要介護に移行しないように取り組んでいる。

フレイル予防事業では、さらなる口腔フレイル対策や動機付けとして、フレイルチェック後に歌を歌うなど、口腔フレイルに対して取り組んでいる。

介護支援専門員やフレイルサポーターに対して、さらに歯科口腔について周知を行い、各課と連携しながら、効果的な対策を立案する。